

資料 1

平成 22 年度 川崎市起債運営の考え方

1. 資金調達における基本的考え方

(1) 基本的考え方

起債にあたっては、需要や金利動向、本市の資金需要、運用計画などを総合的に勘案し取組むものとする。

(2) 資金区分について

事業の性質や起債総額を勘案し一定規模の銀行等引受債を発行しつつ、市場公募債による安定した資金調達に取り組む。

(3) 年限構成について

資金調達の安定化に向けた年限の多様化を図りつつ利率変動リスクを平準化させるため中期・長期・超長期のバランスを概ね 1/3 ずつとする。

2. 市場公募債について

(1) 年限選択について

市場公募債の年限選択においても、1 (3) の観点を鑑み中期（5年）、長期（10年）、超長期（10年超）を概ね 1/3 として構成する。

(2) 発行時期について

全国型市場公募債のうち、中期及び長期については、一定のキャッシュ確保及び年間を通じた金利変動要素を平均化させるため一定程度分散させ、原則として計画に基づき発行する。超長期債については需要等の市場動向を確認しつつ発行時期を決定する。

(3) 共同発行への参画の考え方

10 年債については共同発行の活用を中心に、起債ノウハウの蓄積及び継続的に市場へアクセスをする観点から年 1 回程度の個別銘柄発行を行う。

(4) ミニ公募債について

当初、補正いすれの予算編成においても市民が参画しやすい性質の事業について発行を検討するものとする。

(5) 各年限における条件決定方式

5 年債については個人消化を促進する観点から、10 年債については機関投資家への安定消化を継続する観点からシンジケート団方式を基本とする。超長期債については市場動向に的確に対応した起債運営をするため主幹事方式を基本とする。超長期債の主幹事については起債運営に一貫性を持たせるため事務主幹事を通年で選定し共同主幹事は起債の都度、選定する。

3. 銀行等引受債について

(1) 年限選択・償還方法等について

年限については公募債・政府系資金を含めて起債全体のバランスを考慮し決定する。償還方法は償還のバランスを考慮し定時償還を原則とする。

(2) 発行時期について

事業の性質や発行方式、市場の動向などを踏まえて決定する。

(3) 借入方法及び条件決定方式について

借入方法は証書・証券にかかわらず、原則として入札による手数料も含めた有利性の比較により決定する。

4. シンジケート団（シ团）の組成について

(1) 5年債シ团

リテール・ホールセールのバランスをとり、かつ個人消化 50%の確保を期待できるメンバーでの組成を目指すものとする。

(2) 10年債シ团

安定消化を期待出来るメンバーでの組成を目指すものとする。

(3) 銀行等引受シ团

資金調達のセーフティーネットとして従来手法により組成する。

5. I R活動に関する基本的考え方

(1) 機関投資家 I R

次年度予算に基づいた経営ビジョン及び起債運営の方向性を投資家向けに発信する目的で3月の開催を予定する。

(2) 川崎市債セミナー

市民に向けた情報発信の機会とし、5年債の起債時期などを考慮して開催時期を決定する。

(3) 英語版 I R情報の発信

本市 I Rホームページにおける有効情報の英訳による情報発信を実施する。

(4) 市民向けスマルミーティング

年1回程度の開催を予定する。

(5) 個別訪問

起債運営の考え方を投資家向けに情報発信する最も有効な手段であると考えられることからノンディールでも実施する。

(6) I Rニュース

年12回の発行を目標とする。なお、あらゆる機会を通じ案内を実施する。